SuMPO EPD Japan
秘密保持規程
v.1.0.0

文書管理番号：PIB-01-00-00

一般社団法人サステナブル経営推進機構

変更履歴

訂番	年月日	内容
1.0.0	2025/06/09	GPI 対応文書として、新規作成。

目次

第１条　目的 4
第２条　適用範囲 4
第３条　秘密情報の定義 4
第４条　秘密保持義務 4
第５条　情報安全管理 5
第６条　懲戒処分 5

第１条　目的

本規程は、一般社団法人サステナブル経営推進機構（以下、「機構」という。）が SuMPO 環境ラベルプログラム（以下、「本プログラム」という。）において取り扱う情報の適正管理の体制、および管理方法を定めると共に、重要な秘密情報の保持に関する各種義務等を明示することにより、機構における情報管理が適正厳格に行われ、EPD 申請事業者（以下、「事業者」という。）より預かり保管し、あるいは機構自身が有する各種機密情報等を保護することを目的とする。

第２条　適用範囲

本規定は、次の者に適用される。

— 機構の職員

— 検証員、検証機関、レビューパネル委員、技術委員会、その他本プログラムの運営において必要な開示先（以下、「関係者」という。）

第３条　秘密情報の定義

秘密情報とは、事業者が本プログラムの利用にあたり、機構及び関係者に開示・提供した情報をいう。ただし、次の各号のいずれか一つに該当する情報は秘密情報から除外するものとする。

（１）開示または提供の前後を問わず自己の責めによらずに公知となった情報

（２）開示または提供された時点においてすでに自己が保有している情報

（３）機構が機密保持義務を負うことなく第三者から適法に入手した情報

（４）開示または提供によらず独自に開発した情報

（５）法令上正当な権限を有する第三者により開示を求められた情報

（６）ＥＰＤ又は本プログラムウェブサイト上に記載される情報

第４条　秘密保持義務

1. 機構は、事業者から開示・提供された秘密情報について善良な管理者の注意を持って秘密を保持し、事業者の事前の書面による承諾がない限り、秘密情報を関係者を除く第三者（以下、「第三者」という）に開示・提供せず、本プログラムの運営の目的以外の目的のために使用しない。
2. 前項の規定にかかわらず、機構は、本プログラムの運営の目的のために必要かつ最小限度の範囲で関係者に、開示・提供できるものとし、情報の開示先に対して本規定と同等の義務を負わせるものとする。
3. 機構は、法令、裁判所、行政庁又は規制権限を有する公的機関の規則、裁判、命令、指示等により秘密情報の開示を要求される場合、必要な範囲で秘密情報を公開・提供することができる。ただし、当該公開・提供に際しては、事業者にその旨を速やかに通知して事業者が適切な保護措置を取ることができるようにし、開示範囲が必要最小限にとどめられ、かつ法令等の定める目的にのみ使用されるという保証を得るよう合理的な努力をするものとする。

第５条　情報安全管理

機構は、事業者から開示・提供された秘密情報を管理するサーバや端末パーソナルコンピュータについて、機構が定める情報セキュリティ管理規程及び情報セキュリティ管理細則に則り管理するものとする。

第６条　懲戒処分

機構の職員が本規程に違反した場合、就業規則に定めるところにより懲戒処分にするものとする。

以上